

種別	分類	小分類 (基準改訂案検討のため、便宜的に作成)	内容 赤文字：追加した内容 下線部分：各特性に対応した部分	一般基準	景観特性基準								地区限定基準		見直しの視点					備考		
					坂道基準	歴史・文化的建造物等基準	まちの まとまり基準			幹線道路等基準	拠点基準	緑のまとまり基準	神田川景観基本軸基準	文化財庭園等景観形成特別地区基準 (小石川植物園の基準も同様)	景観形成重点地区基準 (根津景観形成重点地区)	【開発】 【根津千駄木】 【その他】	(1) 拠点基準の見直し (2) 夜間景観	(3) デジタルサイネージ等	(4) 太陽光発電パネル等		(5) 既存樹木・既存地域資源	
							低層住宅地基準	寺町基準	下町風情あるまち基準													
建築物	配置	隣棟間隔の確保	適切な隣棟間隔の確保や道路側にできる限り空地を設けるなど、ゆとりある景観に配慮した配置とする。	①																		
			隣棟間隔を十分確保し、庭園からの眺望の開放感を阻害しないようにする。また、周辺の景観に配慮した配置とする。										①									
		壁面の連続性	隣接する建築物の壁面の位置の連続性等を考慮する等、周辺のまち並みに配慮した配置とする。	②																		
		眺望・見え方への配慮	歴史・文化的建造物等の前景となる敷地では、周辺の道路、公園、河川など主要な眺望点から歴史・文化的建造物等への眺望をできる限り遮らないよう配置を工夫するなど、見え方に配慮する。				①															
			寺社の前景となる敷地では、周辺の道路、公園など主要な眺望点から寺社への眺望をできる限り遮らないよう配置を工夫するなど、見え方に配慮する。					①														
		地域資源を活かした配置	敷地内やその周辺に、歴史的な資源（遺構や樹木、池、湧水など）や起伏に富んだ地形などがある場合は、これらを生かした建築物の配置とする。※	③追加																●	※残すべき資源の例等について、手引き等で紹介する方向性とする。	
			敷地内に庭園の築造と関係のある歴史的に重要な遺構や残すべき自然などがある場合は、これらを生かした建築物の配置とする。											②								
		建築物の顔を向けた配置	人々の賑わいが感じられる場所では、道路側に空地を設けたり、建築物の顔を向けたりするなど、配置を工夫し、賑わいの連続性に配慮する。	④																		
			幹線道路等に対して建築物の顔を向けるなど、幹線道路等に面する周辺の建築物との連続性を図る。							①												
			神田川にも建築物の顔を向けた配置とする。										②									
		オープンスペースの確保	道路等の公共空間と連続したオープンスペースの確保など、公共空間との関係に配慮した配置とする。	①※1																		
			オープンスペースや辻広場を設けるなど、賑わいの連続性に配慮するよう配置を工夫する。								①											
敷地が水域に接する場合は、水域側にオープンスペースを設けるなど、圧迫感を軽減するような配置とする。											①											

種別	分類	小分類 (基準改訂案検討のため、便宜的に作成)	内容 赤文字：追加した内容 下線部分：各特性に対応した部分	一般基準	景観特性基準							地区限定基準		見直しの視点					備考				
					坂道基準	歴史・文化的建造物等基準	まちの まとまり基準			幹線道路等基準	拠点基準	緑のまとまり基準	神田川景観基本軸基準	文化財庭園等景観形成特別地区基準 (小石川植物園の基準も同様)	景観形成重点地区基準 (根津景観形成重点地区)	【開発】 【根津千駄木】 【その他】	(1) 拠点基準の見直し	(2) 夜間景観		(3) デジタルサイネージ等	(4) 太陽光発電パネル等	(5) 既存樹木・既存地域資源	
							低層住宅地基準	寺町基準	下町風情あるまち基準														
	高さ・規模	スカイラインや周辺環境との調和	高さは、周辺建築物群のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。										①										
			周辺建築物群のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さ・規模の建築物は避ける。												●根千							台東区景観計画p. 85谷中地域の景観形成基準や、p. 89下町景観形成地域の景観形成基準を参考	
			小規模な建築物が周囲に多いエリアに大規模な建築物を計画する場合、周辺環境との調和を図るとともに、ヒューマンスケールに配慮した景観となるよう努める。												●根千							台東区景観計画p. 85谷中地域の景観形成基準や、p. 89下町景観形成地域の景観形成基準を参考 低層住宅地においても適用すると良い基準なのではと考えられ、追加を検討。	
		眺望・見え方への配慮	神田川沿いの歩道や橋梁などの周辺の主要な眺望点（道路・河川・公園など）からの見え方に配慮する。										②										
			庭園内部の主要な眺望点からの見え方をシミュレーションし、庭園からの眺望を阻害する高さや規模とならないように配慮する。											①									
			庭園外周部と隣接している敷地においては、庭園外周部の樹木の高さを著しく超えることのないよう計画する。											②									
		形態・意匠・色彩	長大壁面等の抑制	周辺の道路や、坂道、歴史・文化的資産などの景観特性からの見え方に対し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより圧迫感の軽減を図り、周辺のまち並みの連続性に配慮した形態・意匠・色彩とするよう工夫する。	②																		
				周辺の歴史・文化的建造物等や建築物との調和に配慮するとともに、歴史・文化的建造物等の存する敷地からの見え方にも配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図る。				②															
				周辺の寺社や建築物との調和に配慮するとともに、寺社からの見え方にも配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図る。						③													
	長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより圧迫感の軽減を図り、比較的小規模な建築物が建ち並ぶまち並みの連続性に配慮した形態・意匠・色彩とするよう工夫する。									②													
	幹線道路等からの見え方だけでなく、幹線道路等の後背地など周辺からの見え方や、建築物の側面の見え方に配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図る。										②												
	拠点内の主要な眺望点（道路、公園など）からの見え方だけでなく、後背地等の周辺からの見え方にも配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図る。											②											
			周辺の緑のまとまりや建築物との調和に配慮するとともに、緑のまとまりからの見え方にも配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図る。									②											
			外壁は、神田川に面して長大で平滑な壁面を避け、圧迫感の軽減を図るとともに、できる限り開口部を多くするなど、神田川からの見え方に配慮した形態・意匠とするよう工夫する。										②										
			長大な壁面を生じさせないようにし、壁面の分節化など、庭園からの眺望に対して、圧迫感を感じさせないようにする。											③									

種別	分類	小分類 (基準改訂案検討のため、便宜的に作成)	内容 赤文字：追加した内容 下線部分：各特性に対応した部分	一般基準	景観特性基準							地区限定基準		見直しの視点					備考			
					坂道基準	歴史・文化的建造物等基準	まちの まとまり基準			幹線道路等基準	拠点基準	緑のまとまり基準	神田川景観基本軸基準	文化財庭園等景観形成特別地区基準 (小石川植物園の基準も同様)	景観形成重点地区基準 (根津景観形成重点地区)	〔開発〕 〔根津千駄木〕 〔その他〕	(1) 拠点基準の見直し	(2) 夜間景観		(3) デジタルサイネージ等	(4) 太陽光発電パネル等	(5) 既存樹木・既存地域資源
							低層住宅地基準	寺町基準	下町風情あるまち基準													
		スカイラインとの調和	周辺の建築物群のスカイラインを考慮し、上層部のセットバックや壁面の分節化、色彩の工夫などにより、周辺のまち並みとの調和に配慮する。	③																		
			上層部のセットバックや壁面の分節化、色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図り、周辺の景観やスカイラインとの調和に配慮した形態・意匠・色彩とする。	①※1																		
		色彩基準への適合等	外壁及び屋根の色彩は、「色彩に関する景観配慮事項」及び別表1（ただし、高さ≧60m又は延床面積≧30,000㎡の建築物にあっては別表2）の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。	④																		
			外壁及び屋根の色彩は、「色彩に関する景観配慮事項」及び別表2の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。	②※1																		
			外壁及び屋根の色彩は、寺町に調和するよう、彩度を抑えた落ち着いた色彩を用いるなど、周辺の景観との一体感に配慮する。					②														
			外壁及び屋根の色彩は、「色彩に関する景観配慮事項」及び別表3の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。									③										
			外壁及び屋根の色彩は、「色彩に関する景観配慮事項」及び別表4の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。										①									
			外壁及び屋根の色彩は、「色彩に関する景観配慮事項」及び別表5の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。											○							根津景観形成重点地区の色彩基準の追加	
			暖色系色相の低彩度色を基調とし継承してきたまちなみに配慮し、落ち着いた色彩とする。						○						●根千						台東区景観計画p. 85 谷中地域の景観形成基準を参考	
			附帯設備等の露出抑制	建築物に附帯する室外機・配管設備・ダクト類、太陽光発電パネルや屋外階段などがある場合は、周辺の道路や高台からの見え方に配慮し、露出しないよう建築物と一体的に計画するなど工夫する。また、建築物の壁面に太陽光発電パネルを設置する場合は、外壁の色彩と馴染むようにするなど、目立たないよう工夫する。	⑥																	
		屋根・屋上に室外機や配管設備、ダクト類、排気塔、給水塔、太陽光発電パネルなどがある場合は、周辺の道路や高台からの見え方に配慮し、目立たないよう工夫する（高さを低くする、屋根等の色彩合わせる、ルーバー等で遮蔽するなど）。		⑦																		
		屋根・屋上に室外機や配管設備、ダクト類、排気塔、給水塔などがある場合は、特に神田川に面して露出しないよう建築物と一体的に計画するなど、周辺に配慮した工夫を図る。											⑤									
		周辺の歴史・文化的建造物等や建築物との調和に配慮するとともに、歴史・文化的建造物等の存する敷地からの見え方にも配慮し、建築物に附帯する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などが目立たないよう工夫する。				③																
		周辺の寺社や建築物との調和に配慮するとともに、寺社からの見え方にも配慮し、建築物に附帯する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などが目立たないよう工夫する。						④														
		周辺の緑のまとまりや建築物との調和に配慮するとともに、緑のまとまりからの見え方にも配慮し、建築物に附帯する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などが目立たないよう工夫する。									③											
		幹線道路等からの見え方だけでなく、幹線道路等の後背地など周辺からの見え方や、建築物の側面の見え方に配慮し、建築物の側面や裏側に附帯する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などが目立たないよう工夫する。								③												
		建築物に附帯する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などは、特に神田川に面して露出しないよう建築物と一体的に計画するなど、周辺に配慮した工夫を図る。										④										
		建築物に附帯する構造物や設備などは、建築物本体と調和を図り、庭園からの眺望を阻害しないものとする。											④									
		屋根・屋上に設備がある場合、庭園側に露出させないようにする。											⑥									
		バルコニーや設備などは、建築物本体との調和を図る。										⑦										

[illegible]

種別	分類	小分類 (基準改訂案検討のため、便宜的に作成)	内容 赤文字：追加した内容 下線部分：各特性に対応した部分	一般基準	景観特性基準							地区限定基準		見直しの視点					備考			
					坂道基準	歴史・文化的建造物等基準	まちの まとまり基準			幹線道路等基準	拠点基準	緑のまとまり基準	神田川景観基本軸基準	文化財庭園等景観形成特別地区基準 (小石川植物園の基準も同様)	景観形成重点地区基準 (根津景観形成重点地区)	〔開発〕 〔根津千駄木〕 〔その他〕	(1) 拠点基準の見直し	(2) 夜間景観		(3) デジタルサイネージ等	(4) 太陽光発電パネル等	(5) 既存樹木・既存地域資源
							低層住宅地基準	寺町基準	下町風情あるまち基準													
		意匠・素材等の周辺景観調和	建築物の低層部や道路に面する部分は、周辺のまち並みや小規模店舗との連続性に配慮し、地域の暮らしや下町風情が感じられ、来訪者にもその魅力が伝わる景観となるよう配慮する。						○											文京区都市マスタープラン2024 p.87「下町交流ゾーン」に対応		
			幹線道路等に面している低層部においては、店舗等の内部空間や共用部を道路に向けて配置し、屋内の活動や賑わいが外からも感じられるよう、開口部の配置や意匠を工夫する。							①											文京区都市マスタープラン2024 p.88「都市軸・生活軸」に対応	
			根津の風情あるまち並みに調和するよう、木の素材感を意識した建材や格子、庇、引き戸などのデザイン要素を効果的に取り入れるなど、意匠等を工夫する。										①									
			形態・意匠は、建築物自体のバランスだけでなく、神田川沿いの歩道や橋梁などからの見え方に配慮し、水辺の自然環境や周辺建築物と調和を図る。									①										
			建築物全体及び周辺の建築物等との形態のバランスを検討し、特に庭園景観の背景としてふさわしい落ち着いた意匠とする。										②									
			屋根・屋上は、突出した形状を避け、庭園外周部の樹木のスカイラインと調和したものとする。										⑨									
			統一感のある沿道景観の形成に配慮し、形態・意匠などは、できる限り開口部を多くするなど、幹線道路等からの見え方に配慮し、幹線道路等に面する周辺の建築物との連続性を図るよう工夫する。							①												
			それぞれの拠点の地域の特性を踏まえ、形態・意匠を工夫し、魅力ある景観形成に配慮する。								①										今後実施する現地調査等を踏まえ、それぞれの拠点の地域の特性を踏まえた基準の拡充を検討する。	
		アイストップ等における景観配慮	角地や道路の突き当たりなど、アイストップとなる場所では、形態・意匠・色彩の配慮等により、魅力ある景観形成に配慮する。	⑨																		
			坂道の突き当たりや曲がり角など、アイストップとなる場所では、意匠の工夫など、坂道からの見え方に配慮する。		③																	
			道路の突き当たりや曲がり角など、アイストップとなる場所では、形態・意匠の工夫など、魅力ある景観形成に配慮する。							⑤												
			主要な交差点に面する建築物は、魅力的なまちかど景観を形成するよう、交差点からの見え方に配慮し、形態・意匠などを工夫する。							④												
			窓面の内側から広告物等を庭園に向けて表示しない。										⑧									
	公開空地・外構等	外構・境界部の周辺調和	外構の床等の仕上げは、無表情な印象とならないよう意匠や素材などを工夫するとともに、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路など周辺の景観と調和を図る。	①																		
			外構計画は、周辺の敷地や道路など周辺の景観との調和を図るとともに、石材等の自然素材を用いるなど、魅力ある景観形成に配慮する。				①															
			道路との境界付近に塀やフェンスなどを設置する場合は、高さや形態・意匠・色彩を工夫したり、道路から後退させたりするなど、圧迫感の軽減を図り、周辺の景観との調和を図る。	④																		
			擁壁や塀を設置する場合は、形態・意匠は坂道の勾配になじむよう配慮する。また、コンクリート面に化粧目地を施すなど、圧迫感の軽減を図るとともに、植栽可能な法面にしたり、石積みや緑化ブロックなどの自然素材等を使用したりするなど、魅力ある坂道景観の形成に配慮し、素材や意匠等を工夫する。		①																	
			塀や柵は、できる限り生け垣とする。									④										
			道路に面する部分は、閉鎖的な外構を避け、根津のまち並みの特徴である路地や通りから人々の生活や営みが感じられるよう配慮する。											○							文京区都市マスタープラン2024 p.87「下町交流ゾーン」に対応	

種別	分類	小分類 (基準改訂案検討のため、便宜的に作成)	内容 赤文字：追加した内容 下線部分：各特性に対応した部分	一般基準	景観特性基準							地区限定基準		見直しの視点					備考			
					坂道基準	歴史・文化的建造物等基準	まちの まとまり基準			幹線道路等基準	拠点基準	緑のまとまり基準	神田川景観基本軸基準	文化財庭園等景観形成特別地区基準 (小石川植物園の基準も同様)	景観形成重点地区基準 (根津景観形成重点地区)	【開発】 【根津千駄木】 【その他】	(1) 拠点基準の見直し	(2) 夜間景観		(3) デジタルサイネージ等	(4) 太陽光発電パネル等	(5) 既存樹木・既存地域資源
							低層住宅地基準	寺町基準	下町風情あるまち基準													
		附帯設備等の修景・調和	敷地内のごみ保管場所や駐車場、駐輪場、室外機、 受変電設備 などの附帯設備は、道路に対して露出しないよう配置の工夫や目立たないような配慮、植栽による修景を行うなど、周辺の景観との調和を図る。	⑤																	アドバイザー会議の要請事項を踏まえ追加。	
			敷地内に設置する自動販売機は、周辺の景観と調和した色彩とするよう配慮する。	⑥																		
			設備機器・駐車場などの目隠しや塀等に木の素材感を意識した素材や格子などを用いたり、床等の仕上げに石材等の自然素材を用いたりするなど、外構計画は、 <u>根津の風情あるまち並み</u> に調和するよう十分配慮する。											①								
		夜間景観	周囲の環境に応じた夜間の景観を検討し、過度な明るさは避け、周辺の景観に応じた照明を行う。	⑦																		
			屋外照明は、周囲の光環境に配慮し、点滅するものや光源が露出する照明など、過度にまぶしさを生じさせる光源は使用しない。	○													●	●				静岡市景観計画p. 3-18 住居系市街地ゾーンほか商業系、工業系、駅周辺ゾーン等の景観形成基準を参考 デジタルサイネージについて、詳しくは屋外広告物ガイドラインの方で誘導。
			屋外照明は、周辺の歴史・文化的建造物等などの歴史資源と調和するよう配光や色温度に配慮し、控えめな照明計画とする。				○										●					大阪市景観計画p. 90 一般区域等の景観形成基準を参考 静岡市景観計画3-84 静岡駅周辺ゾーン（歴史系の特性あり）の景観形成基準を参考 福岡市景観計画p. 39 歴史・伝統ゾーンの行為の制限を参考
			屋外照明は、過度な光の使用は控えながらも、エントランス部分や植栽へ照明を設置するなど、歩行者に安心感をもたらす照明計画とする。				○										●					千葉市景観計画p. 78 幹線道路沿道景観ゾーン配慮指針を参考
			屋外照明は、周辺の寺社などと調和するよう配光や色温度に配慮し、趣のある落ち着いた照明計画とする。					○									●					大阪市景観計画p. 90 一般区域等の景観形成基準を参考 静岡市景観計画3-84 静岡駅周辺ゾーン（歴史系の特性あり）の景観形成基準を参考 福岡市景観計画p. 39 歴史・伝統ゾーンの行為の制限を参考
			商店街等では、生活を支える活気ある光で演出するとともに、屋外広告物の過度な照明は避ける。						○							●根千	●					千代田区景観まちづくり計画p. 51 神田地域の景観形成方針を参考
			緑地やアプローチ等に照明を設置するなど、夜間でも適度な明るさを確保するよう努める。						○								●					台東区景観計画p. 90 下町景観形成地域（北西部地域）の景観形成基準を参考
			屋外照明を設置する際は、歩行者やドライバーの目線からまぶしくないように配慮するとともに、信号機や道路標識、道路照明等との相互関係も考慮した照明計画とする。							○							●					千葉市景観計画p. 65 まちの景観ゾーン配慮指針を参考
			道路沿いでは、シャッター等は透過性の高いものにするなど、夜間景観に配慮する。													●開発	●					新宿区景観まちづくり計画p. 54 潤いと歴史かおる四谷駅周辺地区の景観形成基準を参考
			建築物の高層部における夜間照明については、色や過度な動きによる演出を避ける。ただし、地区計画やガイドライン等のまちづくり方針において定めがある場合やイベント時は、この限りではない。演出を行う場合は、周辺との調和に配慮するとともに、地域の魅力向上に寄与する効果的な照明とする。									○				●開発	●					新宿区景観形成ガイドライン（区全域景観形成ガイドライン）p. 282 大規模建築物等に係る景観形成ガイドラインを参考
			広場などの公開空地や歩行者通路などのパブリックスペースにおける照明は、周辺の道路などの公共施設も含めて連続性や一体感を持つように計画する。									○				●開発	●					新宿区景観形成ガイドライン（区全域景観形成ガイドライン）p. 282 大規模建築物等に係る景観形成ガイドラインを参考
			屋外照明は、緑のまとまりからの見え方に配慮し、過度な光の使用は控える。									○					●					千葉市景観計画p. 71 さとの景観ゾーン配慮指針を参考
			夜間の景観を落ち着きあるものにするため、過度な照明を 神田川 に向けないようにする。											⑤								
			夜間の景観を検討し、過度な照明を 庭園側 に向けない。											①								
			夜間照明は、根津の風情ある路地やまち並みの魅力を引き立てるよう、温かさや落ち着きを感じられる照明計画とする。												○							

種別	分類	小分類 （基準改訂案検討のため、便宜的に作成）	内容 赤文字：追加した内容 下線部分：各特性に対応した部分	一般基準	景観特性基準							地区限定基準			見直しの視点					備考			
					坂道基準	歴史・文化的建造物等基準	まちの まとまり基準			幹線道路等基準	拠点基準	緑のまとまり基準	神田川景観基本軸基準	文化財庭園等景観形成特別地区基準 （小石川植物園の基準も同様）	景観形成重点地区基準 （根津景観形成重点地区）	〔開発〕〔根津千駄木〕〔その他〕	（１）拠点基準の見直し	（２）夜間景観	（３）デジタルサイネージ等		（４）太陽光発電パネル等	（５）既存樹木・既存地域資源	
							低層住宅地基準	寺町基準	下町風情あるまち基準														
		屋上・壁面の緑化	潤いのある景観形成に配慮し、 <u>四季の移り変わりが感じられる緑や、彩り豊かな花木を植えるなど、魅力ある緑化</u> を図る。また、屋上や壁面の緑化を積極的に行う。	②※ ¹																	アドバイザー会議の要請事項を踏まえ追加。		
			神田川に面して緑を設けるなど、潤いのある河川景観に配慮する。また、屋上や壁面の緑化を積極的に検討する。									②											
			屋上緑化や壁面緑化を行い、都市における緑の創出に積極的に貢献する。										⑤										
		外溝等の緑化	潤いのある景観形成に配慮し、敷地内はできる限り緑化を図るものとする。また、 <u>道路に面する部分について、積極的な緑化に努めるとともに、</u> 屋上や壁面の緑化を行うよう配慮する。	○																		アドバイザー会議の要請事項を踏まえ追加。	
			潤いある坂道景観の形成に配慮し、坂道に接する部分は緑化を図る。		②																		
			下町風情ある景観に配慮し、道路に面する部分は緑化を図る。樹種の選定に当たっては、周辺で施されている緑との一体感を図るよう配慮する。						①														
			道路に面する部分に施す植栽は、 <u>根津のまち並み</u> の特徴（周辺の家々の軒先に飾られている鉢植えやプランター、彩り豊かな花木、四季の移り変わりが感じられる路地の緑など）を十分踏まえ、周辺と一体感を図るよう配慮する。											②									
			緑豊かな住宅地景観に配慮し、道路に面する部分においては緑化を図る。樹種の選定に当たっては、できる限り四季の移り変わりが感じられる緑や、彩り豊かな花木を植えるなど、魅力ある景観形成に配慮する。				②																
			幹線道路等に面して緑を設けるなど、快適で潤いのある街路景観を創出する。							①													
		樹種の選定	緑化に当たっては、樹種の選定に配慮し、周辺の景観との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。	③																			
			緑化に当たっては、 <u>川辺</u> の環境に適した樹種を選定し、周辺の景観との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。										③										
			緑化に当たっては、 <u>庭園</u> 樹種と同一性のある樹種を選定する。										③										
			<u>緑化を行う際は、在来種や地域とのつながりが深い樹種を取り入れる。</u>	○																	●	アドバイザー会議の要請事項を踏まえ追加。（R7年度業務報告書p. 4-11）	
		緑の連続性	敷地外周部は緑化を図り、 <u>庭園</u> の緑との連続性を確保し、潤いのある空間を創出する。											②									
			<u>歴史・文化的建造物</u> 等の緑との連続性に配慮し、敷地外周部は緑化を図る。			①																	
			<u>寺社</u> の緑との連続性に配慮し、敷地外周部は緑化を図る。					①															
			<u>緑のまとまり</u> との敷地境界や接道部に植栽を設けるなど、 <u>緑のまとまり</u> と一体となった空間づくりを図る。									①											
		既存樹木の穂人・移植	<u>地域の歴史や文化を伝える既存樹木※の保存・移植</u> を図り、それらを活かした緑化に努める。	○																	●	※代表的な既存樹木のリストを手引き等で示す等の方策も考えられる。 新宿区景観形成ガイドラインp. 262　みどりの景観形成ガイドラインを参考	
		オープンスペースとの連続性	周辺のオープンスペースとの連続性を確保する。	①※ ¹																			
			オープンスペースを設ける場合は、隣接するオープンスペースと連続性を持たせる。										①										
		重要樹木・湧水等の保護	対象行為により、庭園内の重要な樹木及び湧水等に悪影響を及ぼさないようにする。											④									

種別	分類	小分類 (基準改訂案検討のため、便宜的に作成)	内容 赤文字：追加した内容 下線部分：各特性に対応した部分	一般基準	景観特性基準							地区限定基準			見直しの視点					備考	
					坂道基準	歴史・文化的建造物等基準	まちの まとまり基準			幹線道路等基準	拠点基準	緑のまとまり基準	神田川景観基本軸基準	文化財庭園等景観形成特別地区基準 (小石川植物園の基準も同様)	景観形成重点地区基準 (根津景観形成重点地区)	【開発】 【根津千駄木】 【その他】	(2) 夜間景観	(3) デジタルサイネージ等	(4) 太陽光発電パネル等		(5) 既存樹木・既存地域資源
							低層住宅地基準	寺町基準	下町風情あるまち基準												
開発行為	土地利用	不整形地の活用	区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観の形成を図る。	①																	
		無電柱化等の景観配慮	できる限り電線類は道路を整備する際に地中化したり、目立たない場所に設置するなど配慮する。	②																	
		まちのまとまりの確保	事業地内の将来的なまちづくりのイメージを意識し、地区ごとにまとまりのある計画とする。	①※2																	
		オープンスペース等の連続性・動線確保	事業地内に、歴史的な資源（遺構や樹木、池、湧水など）や残すべき自然がある場合は、その場所を公園等のオープンスペースに取り込んだ計画とする。	③※2																	
			事業地内のオープンスペースと周辺地域のオープンスペースが連続的なものとなるように計画するなど、周辺地域の土地利用と関連付けた土地利用計画とする。	②※2																	
			区画は、オープンスペースや緑地が神田川沿いのオープンスペースと連続的なものとなるようにする。									①									
			神田川への歩行者の動線を確保するよう配慮する。									②									
		水辺への顔づくり	区画は、建築物等の配置が神田川へ顔を向けやすいものとする。									③									
	造成	長大壁面等の抑制	大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないよう配慮する。	①																	
			擁壁や法面では、植栽可能な法面にしたり、石積みや緑化ブロックなどの自然素材の使用やコンクリート面に化粧目地を施したりするなど、圧迫感を軽減させるよう工夫する。	②																	

※1 ・敷地面積≧3,000㎡・今後導入予定の絶対高さ制限を定める高度地区の指定対象外の区域に建築等を行う場合（第1種低層住居専用地域は除く）・今後導入予定の絶対高さ制限を定める高度地区の特例を受けて、絶対高さの制限値を超えた高さの建築物の建築等を行う場合

※2 敷地面積≧3,000㎡の場合は、下記の基準を加えるものとする。

	内容	参考としたガイドライン等
公共建築物等 (区役所、学校、図書館など)	第3章 良好な景観づくりのための景観形成基準」に定める景観形成基準に沿ったものとします。	
	接道部への緑化や高木による緑化、壁面の緑化など、敷地内の緑が敷地外からも見えるよう工夫を図ります。	
	通りに面する外壁のデザインや門、フェンスなどは、通りに対してできる限り閉鎖的な印象とならないよう配慮します。	
	周辺の環境や施設の目的に応じて、オープンスペースなど人々が交流できる空間の創出に努めます。	
	周辺に歴史の趣が感じられる建物や緑などの景観資源がある場合は、形態・意匠、色彩・素材などの工夫により、これらとの調和に配慮します。	
	公共建築物周辺の住宅地や商業地などのかかわりやその特性を尊重し、親しみやすくシンボル性のあるデザインとします。	板橋区公共施設整備景観ガイドラインp. 21 公共建築物の配慮事項を参考 佐倉市公共施設景観ガイドラインp. 12 建築物、工作物の景観配慮指針を参考
	公共建築物等同士が近接する場合は、施設デザインの一体感などに配慮します。	佐倉市公共施設景観ガイドラインp. 13 建築物、工作物の景観配慮指針を参考
	駐車場・駐輪場は、配置の工夫、周囲や区画境界部への植栽、緑化ブロックなど親しみやすい舗装の使用などの修景により、景観的な違和感を与えないよう配慮します。	佐倉市公共施設景観ガイドラインp. 13 建築物、工作物の景観配慮指針を参考
	付帯する設備についても公共施設全体や周辺景観を損ねないよう、通りからの見え方に配慮した配置を工夫し、必要に応じ植栽による修景や、露出する部分の色彩を工夫します。	佐倉市公共施設景観ガイドラインp. 13 建築物、工作物の景観配慮指針を参考

	内容	参考としたガイドライン等
公園等	緑を保全するとともに、四季の移り変わりが感じられる緑を育むなど、緑を継承していきます。	
	接道部への緑化や高木による緑化など、公園内の緑が外からも見えるよう工夫を図ります。	
	周辺の既存植生や、四季を通じて楽しめる樹種の選定、配植などにより、周辺の緑と一体的に豊かな緑の空間づくりのほか、街並みの連続性や周辺への影響、維持管理にも配慮します。	佐倉市公共施設景観ガイドラインp.26 公園の景観配慮指針を参考 板橋区公共施設整備景観ガイドラインp.36 公園・緑地・緑道の配慮事項を参考
	トイレやベンチ、照明、柵やフェンスなどは、公園の緑を意識した色彩や素材を使用するなど、緑や周辺の景観との調和を図ります。	
	公園内に塀を設ける場合は、形態・意匠を工夫するなど、平滑で単調にならないように配慮します。	
	地形の魅力を生かした整備を進めます。	
	接道部は見通しのよい植栽としたり、透過性のある柵やフェンスを使用したりするなど、公園で憩い遊ぶ人々の姿が公園の外からも感じられる工夫をします。	
	公園等周辺の公共施設、住宅地及び商業地等との調和に配慮します。	板橋区公共施設整備景観ガイドラインp.36 公園・緑地・緑道の配慮事項を参考
	設備等が露出し過ぎないように周囲に植栽や構造物等を配置し、適度に遮蔽されるよう配慮します。	板橋区公共施設整備景観ガイドラインp.38 公園・緑地・緑道の配慮事項を参考
	地形や景観資源、地域の歴史性等の魅力を活かした整備を進めます。	佐倉市公共施設景観ガイドラインp.26 公園の景観配慮指針を参考

	内容	参考としたガイドライン等
道路	街路樹や植樹帯の設置・維持管理により、潤いのある景観形成に配慮します。	
	彩りのある樹木類を活用するとともに、樹木等の選定においては、周辺への影響や維持管理にも配慮します。	板橋区公共施設整備景観ガイドラインp. 28 道路・橋りょうの配慮事項を参考
	カーブミラーやガードレール、道路照明、歩道橋、道路標識などの道路付属物や舗装は、色彩・素材を工夫するなど、周辺の景観との調和に配慮します。	
	道路周辺地域とのつながりやその特性を尊重した魅力づくりに配慮します。	板橋区公共施設整備景観ガイドラインp. 27 道路・橋りょうの配慮事項を参考
	隣接する他の公共施設の歩行者空間の一体化・協調化による安全でゆとりのある歩行者空間の確保に配慮するとともに、歩道部には、要所において休憩スペースづくりに配慮します。	板橋区公共施設整備景観ガイドラインp. 27 道路・橋りょうの配慮事項を参考
	擁壁、法面は圧迫感の軽減や潤いづくりに配慮します。	板橋区公共施設整備景観ガイドラインp. 27 道路・橋りょうの配慮事項を参考
河川	河川沿いの歩道や護岸における緑の保全・創出や、護岸の意匠を配慮することなどにより、水と緑が一体となった魅力ある景観形成を進めます。	
	周辺の既存植生や、四季を通じて楽しめる樹種の選定、配植などにより、周辺の緑と一体的に豊かな緑の空間づくりに努め、街並みの連続性や周辺への影響、維持管理にも配慮します。	佐倉市公共施設景観ガイドラインp. 26 公園の景観配慮指針を参考 板橋区公共施設整備景観ガイドラインp. 36 公園・緑地・緑道の配慮事項を参考
	転落防止柵や水門、堰等、小さな構造物も水辺景観との調和に配慮し、落ち着いた色彩とします。	佐倉市公共施設景観ガイドラインp. 24 河川の景観配慮指針を参考
	河川周辺の地域とのつながりやその特性を尊重した魅力づくりに配慮します。	板橋区公共施設整備景観ガイドラインp. 41 河川の配慮事項を参考
	護岸の素材や仕上げ、色彩は周辺の環境や街並みとの調和に配慮するとともに、水辺に不調和な絵や文字等の彩色を避けます。	板橋区公共施設整備景観ガイドラインp. 44 河川の配慮事項を参考
	水辺の道には、要所において休憩スペースや視点場づくりに配慮します。	板橋区公共施設整備景観ガイドラインp. 43 河川の配慮事項を参考

	内容	参考としたガイドライン等
橋梁	橋梁は、周辺の景観との調和に配慮した形態・意匠・色彩・素材とします。	
	桁下など横からの見え方にも配慮して桁側面や橋脚などを丁寧にデザインするとともに、高欄や添架物などの付属物も含めて落ち着いた色彩となるよう、デザインの一体性に配慮します。	佐倉市公共施設景観ガイドラインp. 17 高架道路・橋梁の景観配慮指針を参考
	眺望の良い橋では、アルコーブなど橋上にたたずむゆとりのスペースを設けるとともに、橋詰広場を設ける場合は水辺などの眺めを楽しめる空間として整備します。	佐倉市公共施設景観ガイドラインp. 16 高架道路・橋梁の景観配慮指針を参考
	施設の機能、構造とのかけ離れや過度の装飾などを避け、長く親しまれるデザインに配慮するとともに、周辺への圧迫感や威圧感等をやわらげる工夫を行います。	板橋区公共施設整備景観ガイドラインp. 30 道路・橋りょうの配慮事項を参考
その他	案内看板や誘導サインなどは、歩行者や車両から見えやすい位置への設置に配慮しながら、周辺の景観との調和に配慮した規模、形態・意匠、色彩とします。	
	地域のシンボルとなっている樹木はできるだけ残し、生かす工夫をします。	
	樹木類は街並みや他の樹林地との連続性に配慮するとともに、地域にふさわしい樹種の選定や季節感を創出するような魅力づくりに配慮します。	板橋区公共施設整備景観ガイドラインp. 56 樹木類の配慮事項を参考
	夜間照明は、光源の位置、明るさ色などを工夫してその場にふさわしい光による夜の表情づくりに配慮します。	板橋区公共施設整備景観ガイドラインp. 50 ポール類の配慮事項を参考
	ゆとりのある歩行者空間や、街角のベンチ、木陰のある広場等を効果的に配置し、人々の交流やにぎわいが生まれるよう工夫します。	文京区都市マスタープラン2024 p. 131 景観形成方針「活力とにぎわいのある景観の創出」